

## 入 札 注 意 書

入札を希望される方は、よくお読みになったうえで入札に参加してください。

- 1 入札者が代理人であるときは、入札前に委任状を提出してください。
- 2 入札者は、入札前に入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上に相当する金額を現金または金融機関が振り出し、もしくは支払いを保証した小切手により納付してください。  
なお、入札保証金は、入札日当日午後 1 時 15 分までに納入してください。
- 3 入札書は所定の用紙を使用し、入札者の住所、氏名を記入のうえ押印し、入札金額は、自賠償保険料、リサイクル料、消費税及び地方消費税相当額を  
含んだ金額とし、アラビア数字で記入してください。金額の頭部に¥のマークを付けてください。
- 4 提出済みの入札書は、その理由の如何に関わらず、引換え、変更又は取消をすることはできません。
- 5 次の各号に該当する入札は無効となります。
  - (1) 委任状を持参しない代理人など、参加する資格のない者がおこなったもの
  - (2) 入札書に入札者の記名、押印又は署名のないもの
  - (3) 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱及び判読不可能なもの
  - (4) 入札金額を訂正したもの
  - (5) 入札保証金の納入がないもの及び入札保証金の額が入札額の 100 分の 5 に満たないもの
  - (6) その他、入札に関する条件に違反したもの
- 6 開札前に入札者から錯誤等を理由として自らした入札を無効にしたい旨の申し出又は落札宣言後に錯誤等を理由として入札無効の申し出があっても受理いたしません。
- 7 開札は、入札者の立会いの下に行います。
- 8 入札は、予定価格（最低売却価格）以上の最高の価格で入札した者を落札者とします。  
ただし、落札者となる同額の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。
- 9 入札者の不穏な挙動その他の事由によって公正な入札を行うことができないと認めるときは、その入札を取消または中止します。

- 10 不落札による入札保証金については、入札終了後返還します。この場合利息は付しません。
- 11 落札者の入札保証金は、契約締結後返還又は契約保証金に振替えます。
- 12 落札者が落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約の締結をしないときは、その落札を取り消し、入札保証金は唐津市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に帰属します。
- 13 契約は、契約書を作成し、社協、落札者双方が記名押印した時に成立します。
- 14 落札者は、契約の際契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切り上げ）に相当する金額を納付しなければなりません。
  - (1) この契約保証金は、売買代金を納付しないときは社協に帰属します。
  - (2) 納付された契約保証金は、契約の相手方が履行した後に還付します。
- 15 落札者以外の名義人とは契約を締結しません。
- 16 本書に定めのない事項は、唐津市社会福祉協議会経理規程より処理します。